

児童手当についてのお知らせ

今年度も、生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

▼手当を受給できるかた

中学校修了前の児童を養育しているかた

▼支給金額

- ・ 3歳未満 月額15,000円/人
- ・ 3歳以上小学校修了前
第1子、第2子 月額10,000円/人
第3子以降 月額15,000円/人
- ・ 中学生 月額10,000円/人
- ・ 所得制限限度額以上のかたの中学生以下の児童
月額5,000円/人

《所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円



▼支給月

- 平成25年 6月（平成25年 2月分～5月分）
- 平成25年10月（平成25年 6月分～9月分）
- 平成26年 2月（平成25年10月分～平成26年 1月分）

▼その他留意事項

- * 次のかたは、町民課戸籍年金係で申請手続きが必要です。
 - 出生などにより、新たに養育する児童ができたかた、養育する児童が増えたかた
 - 他の市町村から転入されたかたで、養育する児童がいるかた
 原則申請をした月の翌月分から支給となります。出生や転入などの場合は15日以内に申請してください。
- * 児童手当の給付を受けているかたは、毎年6月に、前年の所得状況や年金の加入状況を記載した現況届を提出する必要があります。別途ご案内いたしますので忘れずに提出ください。
- * 公務員のかたは、手続きが必要な場合、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。
- * 子育て支援のために児童手当を町に寄付することができます。ご希望のかたはお問い合わせください。

■ 問い合わせ 健康福祉課 子育て支援係 ☎86-0212

ファミリーサポートをご利用ください

保育園の送迎ができない、休日なのに仕事が休めない…など育児をお願いしたいかた（利用会員）に対して、育児を応援したいかた（協力会員）が自宅での預かりや送迎など子育てを支援するのがファミリーサポートです。

ファミリーサポートの利用時間と利用料金

- ① 時間 午前7時～午後7時まで（要予約）
※上記以外の時間に利用したい場合はご相談ください。
- ② 料金 平日 1時間あたり600円
土日・祝日 1時間あたり700円

- ◎ 休日2時間30分以上ファミリーサポートセンターを利用する場合、町が利用料金の一部を支援します。（2時間までの利用は通常料金となります）

休日利用料金と助成額		
	2時間30分以上	助成額（助成後）
利用料金	① 2時間30分 1,750円	① 300円（1,450円）
	② 3時間 2,100円	② 600円（1,500円）
	③ 3時間30分 2,450円	③ 900円（1,550円）
	④ 4時間以上 2,800円以上	④ 1時間あたり300円

ファミリーサポート利用の手順

利用会員（登録必要）

「子どもを預かってください」



ファミリーサポートセンター

「分かりました。協力会員を紹介します」



協力会員（登録必要）

「はい。お預かりします。」

●協力会員を募集しています！

子どもさんと接することが好きなかた大歓迎です。

■ 問い合わせ 子育て支援センター「にこポート」・ファミリーサポートセンター ☎87-0083